真亀川流域懇談会規約

(名称)

第1条 本会は、真亀川流域懇談会(以下「懇談会」という。)と称する。 (目的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が、河川法第16条の2に規 定する河川整備計画を策定又は変更する場合等に、学識経験者、河川利用者、 関係住民及び関係市町長の意見を聴く場として設置するものである。

なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく付属機関の 性質を有しない。

(懇談会及び座長の職務)

- 第3条 懇談会は、別表1に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係 市町長から構成される委員をもって組織する。
- 2 懇談会には、別表2に掲げる特定の専門分野の学識経験者からなる専門委員を置くものとし、必要に応じ懇談会への参加を求めることができる。
- 3 懇談会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聴くことができる。
- 4 委員は、千葉県知事が依頼する。
- 5 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を行う。
- 6 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- 7 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。
- 8 委員の任期は原則として依頼を承諾した日から当該年度末までとし、再任を 妨げない。

(懇談会の招集)

第4条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県山武土木事務所長が招集する。 (ワーキンググループ)

第5条 懇談会の円滑な運営を図るためワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、別表3に掲げる者をもって組織する。
- 3 ワーキンググループは、河川管理者が実施する住民アンケートや資料公開等 に対し、必要な措置を講ずる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局を千葉県山武土木事務所に置く。

(懇談会の公開)

第7条 懇談会の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は千葉県 知事が定める。

第9条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。 (附則)

> 平成13年11月13日 施行 平成15年 7月 3日 改正 平成16年11月22日 改正 平成24年 4月 1日 改正 平成25年 1月 1日 改正 平成26年 4月 1日 改正

別表1 真亀川流域懇談会 委員

区 分	人数	
学識経験者	1名	
河川利用者	2名以内	
関 係 住 民	3名以内	
関係市町長	5名以内	
合 計	11名以内	

別表 2 真亀川流域懇談会 専門委員

区分	人数
学 識 経 験 者	3名以内

別表3 真亀川流域懇談会 ワーキンググループ

幹事長	千葉県山武土木事務所	次 長
	千葉県県土整備部河川整備課	副課長
	千葉県県土整備部河川環境課	副課長
	千葉県印旛土木事務所	関係課長
	東金市	関係課長
ワーキング	八街市	関係課長
グループ	山武市	関係課長
	大網白里市	関係課長
	九十九里町	関係課長
	両総土地改良区東金出張所	所 長
	両総土地改良区真亀川運営協議会	会 長
事務局	千葉県山武土木事務所	関係課